

議員提出議案第 1 号

二宮町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日

二宮町議会議長 善 波 宣 雄 殿

提出者	二宮町議会議員	小 笠 原 陶 子
賛成者	同	杉 崎 俊 雄
同	同	二 宮 節 子
同	同	松 崎 健
同	同	露 木 佳 代
同	同	渡 辺 訓 任
同	同	前 田 憲 一 郎
同	同	一 石 洋 子

## 二宮町議会会議規則の一部を改正する規則

二宮町議会会議規則（平成元年二宮町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」の前に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印」を「及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(議員提出議案第1号) 二宮町議会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第84条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第84条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>